（投資その他の資産の区分表示）

第百三十六条　投資その他の資産に属する資産は、これを一括し、投資その他の資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、投資その他の資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

２　第百三十一条第二項の規定は、投資その他の資産について準用する。

（投資その他の資産に係る引当金の表示）

第百三十七条　財務諸表等規則第三十四条において準用する財務諸表等規則第二十条（第三項を除く。）の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。

（繰延資産の区分表示）

第百三十八条　繰延資産に属する資産は、これを一括し、繰延資産を示す名称を付した科目をもつて掲記するものとする。ただし、繰延資産に属する資産を適当と認められる項目に分類し、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記することを妨げない。

２　第百三十一条第二項の規定は、繰延資産について準用する。

（繰延資産の償却累計額の表示）

第百三十九条　財務諸表等規則第三十八条の規定は、繰延資産に対する償却累計額について準用する。

第三節　負債

（負債の分類）

第百四十条　負債は、流動負債及び固定負債に分類して記載しなければならない。

（各負債の範囲）

第百四十一条　財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の三まで及び第五十一条から第五十一条の四までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。この場合において、財務諸表等規則第四十七条、第四十八条の二及び第四十八条の三の規定中「一年内」とあるのは、「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

第百四十二条　第三十六条の二の規定は、固定負債の範囲について準用する。

（流動負債の区分表示）

第百四十三条　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一　支払手形及び買掛金

二　短期借入金（金融手形及び当座借越を含む。）

三　未払法人税等

四　引当金

五　資産除去債務

六　その他

２　前項の規定は、同項各号に掲げる項目に属する負債で別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。